

## 船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会保健医療部会設置要綱

### (設置)

第1条 船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会保健医療部会（以下「部会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 慢性疾病児童等の保健医療に関する現状と課題及びニーズの把握
- (2) 慢性疾病児童等の保健医療に関する課題及びニーズに応じた対応策の検討
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 部会は、協議会設置要綱第6条の規定により置く委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、当該所掌事務が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 委員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。

### (意見聴取)

第4条 部会において特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を参考人として出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (秘密保持)

第5条 委員及び参考人等は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第6条 部会の庶務は、保健所保健総務課において処理する。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。